

平成25年5月8日

双葉町長 伊澤 史朗 様

双葉町復興まちづくり委員会委員長 三井所 清典

双葉町復興まちづくり計画案について（報告）

双葉町復興まちづくり委員会は、双葉町復興まちづくり委員会設置要綱第2条に基づき、町の復旧及び復興のあるべき姿や基本方針（ビジョン）、仮の町を含めた復興まちづくり計画に掲げる施策及び事業などについて、慎重な審議を重ねてきましたが、その審議の結果を「双葉町復興まちづくり計画（第一次）案」としてとりまとめましたので、報告します。

「双葉町復興まちづくり計画（第一次）案」においては、町が、町民の生活再建と町の復興に向けて、国及び東京電力に対して町民の要望として要求していくものを含めて、町が取り組むべき施策を明らかにしました。貴職におかれましては、本報告を十分に尊重の上、下記の点に留意をして、速やかに「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を決定されるよう、お願いします。

記

1. 本報告を踏まえて、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を決定するに際しては、改めて町民の意見を聴くとともに、町議会との協議を経て、決定すること。
2. 「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」の決定後は、計画に記載された施策の具体化を図るため、実施計画（事業計画）を策定し、具体の取組を推進すること。その際には、計画案のとりまとめの背景にある、これまでの委員会の議論も十分に踏まえて検討していくこと。
3. 「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」の決定後であっても、この報告が現時点の町民の意見を踏まえてとりまとめられたものであることを踏まえて、今後の双葉町の復興を巡る情勢変化や町民意識の変化に沿って、計画を随時見直していくこと。
4. 帰還目標の取扱いについては、委員会において帰還時期を「暫定的に30年後」とすることの賛否を含めて苦渋の討議の結果、本計画案がとりまとめられたことを踏まえて、国に対して、双葉町の帰還目標の提示を粘り強く要求していくこと。
5. 中間貯蔵施設の取扱いについては、町民の意見を十分に踏まえて結論を出すこととし、その結論が出された段階で、帰還の考え方を含めて、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を見直すこと。

以上